

推動土砂災害警戒區域等土砂災害防止對策相關法律（「土砂災害防止法」）
（二〇〇〇年五月八日法律第五十七號）
最終修訂：二〇一四年十一月十九日法律第一〇九號

- 第一章 總則（第一條・第二條）
- 第二章 土砂災害防止對策基本方針等（第三條－第六條）
- 第三章 土砂災害警戒區域（第七條・第八條）
- 第四章 土砂災害特別警戒區域（第九條－第二十六條）
- 第五章 提供可資避難情報等（第二十七條－第三十二條）
- 第六章 雜則（第三十三條－第三十七條）
- 第七章 罰則（第三十八條－第四十二條）
- 附則

第一章 總則

（目的）

第一條 本法乃為保護國民生命與身體不受土砂災害危害，除了明列土砂災害潛勢區、建立該地區之警戒避難機制，針對重大土砂災害潛勢區則限制其一定開發行為，訂定其範圍內之建築物結構應具備之相關規範措施，並指出政府部門應在土砂災害有急迫危險時提供民眾可資避難之情報等，期能藉此推動防止土砂災害對策，達成確保公共福祉之目的。

（定義）

第二條 本法所謂「土砂災害」，指陡坡崩塌（坡度三十度以上之坡面崩塌的自然現象。）、土石流（山腹崩塌所產生土石，或溪流內之土石等與雨水混合後流動之自然現象。第二十七條第二項及第二十八條第一項之名詞定義同此。）以及地滑（土地局部因地下水等原因導致滑動的自然現象或伴隨產生移動的自然現象。同項中相同。）（以下總稱為「陡坡崩塌等」。）或是河道阻塞形成堰塞湖導致迴水（土石等阻塞河道、造成上游水位昇高的自然現象。第七條第一項及第二十八條第一項名詞定義同此。）因而造成國民生命或身體的傷害。

第二章 土砂災害防止對策基本方針等

（土砂災害防止對策基本方針）

第三條 國土交通大臣應訂定可用來推動土砂災害防止對策相關的基本方針（以下稱為「基本方針」）。

- 2 基本方針應明定以下事項。
 - 一 根據本法所施行土砂災害防止對策之相關基本事項
 - 二 可作為次條第一項施行基礎調查方針的事項
 - 三 依第七條第一項規定指定土砂災害警戒區域，以及依第九條第一項規定指定土砂災害特別警戒區域時可作為方針的事項
 - 四 第九條第一項土砂災害警戒區域內建築物搬遷，及其他依本法所施行土砂災害防止對策之相關可作為方針的事項
 - 五 可作為依第二十七條第一項規定設定危險降雨量，並依同項規定通知及周知土砂災害警戒情報之所需措施方針之事項
 - 六 可作為依第二十八條第一項及第二十九條第一項實施緊急調查並依第三十一條第一項規定通知及周知土砂災害緊急情報所需措施方針的事項
- 3 國土交通大臣訂定基本方針之際應先與總務大臣及農林水產大臣協議，並聽取社會資本整備審議會之意見。
- 4 國土交通大臣訂定基本方針之後應儘速公佈。
- 5 前二項規定準用於基本方針之變更。

（基礎調查）

- 第四條 都道府縣應根據基本方針，約每五年進行一次依第七條第一項規定指定土砂災害警戒區域，以及依第九條第一項規定指定土砂災害特別警戒區域，與其他依本法所實施防止土砂災害所需對策之必要的基礎調查；包含有陡坡崩塌等發生之虞之土地相關地形、地質、降雨等狀況，以及有土砂災害發生之虞之土地利用狀況及其他相關事項的調查（稱為「基礎調查」）。
- 2 都道府縣應依國土交通省令確認之基礎調查結果，通知相關市町村長（含特別區。以下同），並公佈之。
 - 3 國土交通大臣認為本法施行過程中有必要時，得要求都道府縣針對基礎調查結果提出必要的報告。

（實施基礎調查可進入民眾土地等）

- 第五條 都道府縣知事及其所任命、委任者實施基礎調查而有不得已之必要時，得在其必要限度內，進入他人所占有土地，或暫時使用無特別用途之他人土地作為作業場地。
- 2 依前項規定進入他人所占有土地者，應事先通知該當土地占有人事由。但事先告知有困難時，不在此限。
 - 3 依第一項規定進入他人宅地或以圍牆、柵欄等圍起來占有之土地，應事先告知該當土地占有人事由。
 - 4 除非取得土地占有人承諾，否則日出前及日沒後不得進入前項規定之

土地。

- 5 依第一項規定進入他人占有土地，應攜帶可證明身份之證書，於關係人請求時提示之。
- 6 依第一項規定以他人無特別用途土地，短暫作為作業場使用時，應事先告知該當土地占有人及所有人，聽其意見。
- 7 土地占有人及所有人無正當理由，不得拒絕或妨礙依第一項規定的進入或暫時使用。
- 8 都道府縣於依第一項規定進入或暫時使用，有致生損失之情況時，應補償其依常理可能產生之損失。
- 9 依前項規定為損失之補償時，都道府縣應與受損者協議。
- 10 依前項規定進行協議而不成立時，都道府縣應支付自行估算金額予受損者。此時若有不服該當金額者，得依政令規定，於補償金撥付後三十日內，聲請收用委員會依土地收用法（一九五一年法律第二百十九號）第九十四條第二項規定進行裁決。

（要求基礎調查相關修正的方式）

第六條 國土交通大臣於都道府縣辦理基礎調查相關事務違反法令規定，或未依據科學見解執行，導致若依該基礎調查結果將使依次條第一項規定所施行土砂災害警戒區域之指定，及依第九條第一項規定所施行土砂災害特別警戒區域之指定，明顯欠缺正當性並有危害居民等生命或身體之虞時，應依地方自治法（一九四七年法律第六十七號）第二百四十五條之五第一項規定，指出該都道府縣應改善之措施內容。

第三章 土砂災害警戒區域

（土砂災害警戒區域）

- 第七條 都道府縣知事得依基本方針，在陡坡崩塌等發生時認為有危害居民等生命身體之虞的災害潛勢區，為防止該區域發生土砂災害（發生原因為河道阻塞形成迴水者除外。以下本章、次章第二十七條相同。），將其依政令規定應特別進行警戒避難體制整備之區域，指定為土砂災害警戒區域（以下稱為「警戒區域」）。
- 2 依前項規定施行的指定（以下本條內稱為「指定」），應針對第二條所規定土砂災害發生原因，逐一決定指定區域及其發生原因之自然現象種類。
 - 3 都道府縣知事進行指定之際，應先徵詢相關市町村長意見。
 - 4 都道府縣知事進行指定時，應依國土交通省令所定規範，公告指定內容、指定區域，以及土砂災害發生原因之自然現象種類。
 - 5 都道府縣知事依前項規定公告之際，應速依國土交通省令所定規範，

將記載依同項規定公告事項的圖書送達相關市町村長。

6 前三項規定準用於指定解除時。

（警戒避難體制之整備等）

第八條 市町村防災會議（指災害對策基本法（一九六一年法律第二百二十三號）第十六條第一項稱為市町村防災會議，未設置此會議的市町村，以該當市町村長代之。次項同。）依前條第一項規定完成警戒區域指定時，市町村地域防災計畫（同法第四十二條第一項稱為市町村地域防災計畫。次項同。）應針對當地警戒區域確認下列事項。

- 一 收集土砂災害相關情報，發佈以及傳達預報或警報相關事項
- 二 避難設施及其他避難場所，以及避難路徑及其他避難路線相關事項
- 三 災害對策基本法第四十八條第一項實施防災訓練之中與土砂災害相關避難訓練實施有關的事項
- 四 警戒區域內之社會福祉設施、學校、醫療設施及其他主要防災需顧慮者所使用設施，在有陡坡崩塌等發生之虞而認定有必要確保利用該當設施者順利迅速避難時，這些設施的名稱及所在地
- 五 救助相關事項
- 六 前各款法令所明定之外，警戒區域防止土砂災害所必要的警戒避難體制相關事項

2 市町村防災會議依前項規定在市町村地域防災計畫中決定同項第四款列舉事項時，該當市町村地域防災計畫中有陡坡崩塌等發生之虞時，為確保利用同款所規定之設施使用者能順利迅速避難，應確認同項第一款所列土砂災害相關情報、預報及警報之傳達相關事項。

3 警戒區域所在區域的市町村長應根據市町村地域防災計畫與國土交通省令所訂事項，將土砂災害相關情報傳達方法，以及陡坡崩塌等有發生之虞時的避難設施、避難場所、避難路徑以及其他避難路線等等事項，以及能讓警戒區域民眾順利進行警戒避難之相關事項，加強周知，並分送記載此類事項之印刷物及其他必要之措施。

第四章 土砂災害特別警戒區域

（土砂災害特別警戒區域）

第九條 都道府縣知事得依基本方針，將警戒區域內認定一旦發生陡坡崩塌等時，有損毀建築、嚴重危害居民生命或身體之虞的重大土砂災害潛勢區，應限制一定開發行為，及應依政令所定基準實施有居室（建築基準法（一九五〇年法律第二百一款）第二條第四款規定稱為居室。以下同。）建築物結構管制者，指定為土砂災害特別警戒區域（以下

「特別警戒區域」。）

- 2 依前項規定所實施之指定（以下本條稱為「指定」）乃是每次就第二條所規定土砂災害發生原因，決定指定區域及其發生原因的自然現象種類，以及該當自然現象所導致可能造成建築物衝擊之相關事項（只限為防止土砂災害發生、政令所規定管制建築物結構之必要事項）者。
- 3 都道府縣知事進行指定之際，應先徵詢相關市町村長意見。
- 4 都道府縣知事進行指定時，應依國土交通省令所定規範，公告指定之內容、指定區域以及土砂災害發生原因之自然現象種類。
- 5 都道府縣知事依前項規定進行公告之際，應速依國土交通省令所定規範，將記載依同項規定公告事項的圖書送達相關市町村長。
- 6 指定須依第四項規定公告，始生效力。
- 7 相關市町村長應將第五項圖書置於該當市町村辦公室供民眾閱覽。
- 8 都道府縣知事認為實施防止土砂災害相關工程後，必須指定全部或局部特別警戒區域的事由消失時，應解除針對該當特別警戒區域全部或局部之指定。
- 9 第三項到第六項，準用於依前項規定所實施之解除。

（特定開發行為之限制）

- 第十條 特別警戒區域內依據都市計畫法（一九六八年該法第一百號）第四條第十二項所規定開發行為中，欲限定該當開發行為所在土地區域內預定興建之建築物（該當區域橫跨特別警戒區域內外時，預定在特別警戒區域外興建的建築物除外。以下稱為「預定建築物」。）用途者（以下稱為「特定開發行為」。）應事先取得都道府縣知事許可。但非常災害之必要應急措施及其他政令所規定行為，不在此限。
- 2 前項限制用途，係指該預定建築物為住宅（供自己居住之用者除外。），以及高齡者、障礙者、乳幼兒及其他防災需特別照顧者所利用之社會福祉設施、學校及醫療設施（限政令規定）用途者。

（申請之手續）

- 第十一條 欲取得前條第一項許可者，應依國土交通省令規定，提出記載下列事項之申請書。
- 一 進行特定開發行為的土地區域（第十四條第二項及第十九條稱為「開發區域」。）位置、區域及規模
 - 二 預定建築物（限前條第一項限制用途者。以下稱為「特定預定建築物」。）之用途及其建築基地位置
 - 三 特定預定建築物為防止土砂災害所自行實施之工程（下條稱為「對策工程」。）之計畫
 - 四 對策工程以外特定開發行為相關工程之計畫

五 其他國土交通省令所定事項

2 前項申請書應並陳國土交通省令所定圖書。

(許可之基準)

第十二條 都道府縣知事認為依第十條第一項提出許可之申請時，前條第一項第三款及第四款所規定工程（以下稱為「對策工程等」。）計畫符合特定預定建築物防止土砂災害之政令所規定技術基準且其申請程序並未違反法律或依法發佈之命令者，應予以許可。

(許可之條件)

第十三條 都道府縣知事得針對第十條第一項之許可，附加可防止對策工程等施作造成災害之必要性條件。

(已開始施作時的申請)

第十四條 依第九條第一項規定指定特別警戒區域之際，該當特別警戒區域內已著手進行特定開發行為（第十條第一項但書政令所規定行為除外。）者，於其指定日起算二十一日內，應依國土交通省令規定，向都道府縣知事提出申請。

- 2 都道府縣知事在有人依前項規定提出申請，且該當申請相關開發區域（限特別警戒區域內者。）有防止土砂災害之必要時，得提供該當申請人預定建築物用途變更及其他必要之建議或勸告。

(許可之特例)

第十五條 中央政府或地方公共團體所施行特定開發行為，視為中央政府或地方公共團體與都道府縣知事協議成立、取得第十條第一項之許可。

(許可或不許可之通知)

第十六條 都道府縣知事接到第十條第一項之許可申請時，應即給以許可或不許可之處分。

- 2 進行前項處分應以文書通知該當申請人。

(變更之許可等)

第十七條 取得第十條第一項許可（含依該項規定之許可。）者欲變更第十一條第一項第二款至第四款所列舉事項時，應取得都道府縣知事許可。但若變更後預定建築物之用途乃第十條第一項限制用途以外，或依國土交通省令規定輕微變更時，不在此限。

- 2 欲取得前項許可者，應向都道府縣知事提出記載國土交通省令所定事項的申請書。

- 3 取得第十條第一項許可人，進行該當於第一項但書之變更時，應即告知都道府縣知事。
- 4 第十二條、第十三條及前二條之規定準用於第一項之許可。
- 5 第一項之許可以及依第三項規定次條至第二十條規定之適用，第一項許可以及依第三項規定提出申請之相關變更後內容，視同第十條第一項許可之內容。

（工程完了之檢查等）

第十八條 第十條第一項取得許可人完成全部該當許可相關對策工程等時，應依國土交通省令規定通知都道府縣知事。

- 2 都道府縣知事接獲依前項規定之申請，應即檢查該當對策工程等是否適用於第十二條政令所規定技術基準，若該檢查結果認為該當對策工程等適用於該當政令所規定技術基準，應將國土交通省令所規定樣式之檢查完了證明，交付提出申請者。
- 3 都道府縣知事依前項規定交付檢查完了證明之後，應即依國土交通省令規定，公告該當對策工程等已完成。

（限制建築）

第十九條 取得第十條第一項許可之開發區域（限特別警戒區域內者。）內土地，在依前條第三項規定發佈公告之前，不得興建第十條第一項限制用途之建築物。

（特定開發行為之廢止）

第二十條 取得第十條第一項許可人若已廢止該當許可相關對策工程等，應即依國土交通省令規定，通知都道府縣知事。

（監督處分）

第二十一條 都道府縣知事針對該當於以下各款行為，為防止特定預定建築物遭受土砂災害，得在必要限度內，取消第十條第一項或第十七條第一項許可或變更其許可附帶條件，並令其停止工程及其他行為，或一定期限內進行必要之措施。

- 一 違反第十條第一項或第十七條第一項規定進行特定開發行為者
- 二 違反第十條第一項或第十七條第一項許可附帶條件者
- 三 在特別警戒區域進行特定開發行為（係指該當特別警戒區域指定之際，該當特別警戒區域內已著手的行為除外。）而未依第十二條政令所定技術基準，實施防止特定預定建築物遭受土砂災害所必要措施之相關工程發包者或承包商（含承包工程之轉包商），或未依承包契約任意進行或已完成工程者

四 以詐欺及其他不正手段取得第十條第一項及第十七條第一項許可者

- 2 依前項規定令對方進行必要措施時，若對方無過失而無法確知應下令該當措施對象時，都道府縣知事得就該員之負擔自行實施該當處置，或令其所命令或委任之人實行之。此時應事先公告須在所訂期間內完成該當措施之內容，以及未能在期限截止前完成該當措施時，都道府縣知事及其所命令者、委任之人所須實行該當措施之內容。
- 3 都道府縣知事依第一項規定下令時，應以設置標識或其他國土交通省令規定之方法公告其命令內容。
- 4 前項標識得設置在依第一項規定所發佈命令之相關土地或建築物以及建築物基地內。此時，依同項規定發佈命令之相關土地或建築物以及建築物基地所有人、管理人或占有人，不得拒絕或妨礙該當標識之設置。

（進入檢查）

第二十二條 都道府縣知事及其所命之人或委任之人，為行使依第十條第一項、第十七條第一項、第十八條第二項、第十九條或前條第一項規定權限而有必要時，得進入該當土地，檢查該當土地及該當土地正在施行的對策工程等狀況。

- 2 第五條第五項規定準用於前項之場合。
- 3 依第一項規定所實施進入檢查之權限，不得解釋為因搜查犯罪而被許可。

（報告之徵收等）

第二十三條 都道府縣知事得要求取得第十條第一項或第十七條第一項許可的人，針對該當許可相關土地或該當許可相關對策工程等狀況提出報告或資料，或針對如何防止該當土地土砂災害提出必要的建言或勸告。

（特別警戒區域內有居室建築物之結構耐力相關基準）

第二十四條 為防止特別警戒區域發生土砂災害，應在根據建築基準法第二十條第一項所發佈的政令之中，規定有居室之建築物結構，面對可能成為該當土砂災害發生原因之自然現象衝擊該建築物時，仍能保持安全之建築物結構耐力相關基準。

（特別警戒區域內有居室建築物之建築基準法適用）

第二十五條 特別警戒區域（建築基準法第六條第一項第四款所規定區域除外。）內有居室之建築物（同項第一款至第三款列舉者除外。），視同都道府縣知事依同項第四款規定聽取關係市町村意見而進行指定的

區域內建築物，適用同法第六條到第七條之五、第十八條、第八十九條、第九十一條及第九十三條之規定（含此等規定相關罰則。）。)

（搬遷等勸告）

第二十六條 都道府縣知事認為有陡坡崩塌等發生之際，特別警戒區域內有居室之建築物已明顯發生損壞、嚴重危害居民等生命或身體之虞時，得勸告該當建築物所有人、管理人或占有人，採取搬離該當建築物及其他可防止或減輕土砂災害所必要的措施。

- 2 都道府縣知事依前項規定進行勸告之際，必要時應致力於斡旋被勸告者取得土地及其他必要之措施。

第五章 提供可資避難情報等

（提供土砂災害警戒情報）

第二十七條 都道府縣知事應根據基本方針將該當都道府縣區域分區，逐一設定預期可能造成土砂災害急迫危險的降雨量（以下本條中稱為「危險降雨量」。），在該當區域相關降雨量達到危險降雨量時，應通知相關市町村長並提供土砂災害相關警戒情報（次項中稱之為「土砂災害警戒情報」），以作為市町村長依災害對策基本法第六十條第一項，進行勸告或指示民眾立即撤離的判斷參考，並應採取必要措施，周知大眾。

- 2 依前項通知或周知土砂災害警戒情報之必要措施，包含清楚指出降雨量已達危險降雨量的地區（以下本項稱為「危險降雨量地區」。）以及周邊區域有發生土砂災害之虞者（含危險降雨量區域內已發生土石流者，以及土石流流動之影響圍內可能造成土砂災害的地區。）。)

（都道府縣知事進行緊急調查）

第二十八條 都道府縣知事認為可能發生政令所認定之土石流、地滑或河道閉塞導致河水溢流引發重大土砂災害之急迫危險時，應實施必要之調查（以下稱為「緊急調查」），以清楚掌握這類自然現象可能導致重大土砂災害的土地區域及時間點。但國土交通大臣依次條第一項規定實施之緊急調查時不在此限。

- 2 都道府縣知事根據緊急調查結果與基本方針，認為前項重大土砂災害危險不存在或其危險非急迫時，得終止該當緊急調查。

（國土交通大臣所實施的緊急調查）

第二十九條 國土交通大臣認為有前條第一項政令所定狀況，需進行該當土砂災害發生原因自然現象緊急調查，且有政令規定之需特別高度專門知

識與技術時，應根據基本方針實施緊急調查。

- 2 國土交通大臣依前項規定進行緊急調查，應先通知管轄該當土地區域的都道府縣知事。準備結束次項所準用依前條第二項規定實施的緊急調查時，亦同。
- 3 前條第二項規定準用於國土交通大臣所施行的緊急調查。

（為緊急調查而進入他人土地等）

第三十條 都道府縣知事與國土交通大臣及其所任命或委任者進行緊急調查而有不得已之必要時，得在其必要範圍內進入他人所占有之土地，或短暫使用他人無特別用途之土地當作作業場。

- 2 第五條（第一項及第四項除外。）規定準用於依前項規定的進入與暫時使用。此時同條第八項至第十項規定的「都道府縣」，應改為「都道府縣或中央政府」。

（土砂災害緊急情報之通知與周知等）

第三十一條 都道府縣知事與國土交通大臣根據緊急調查結果與基本方針，認為發生第二十八條第一項所規定自然現象，一定土地區域內會有重大土砂災害急迫危險時，或該當評估會有土砂災害的土地區域或時期已明顯改變時，為了讓依災害對策基本法第六十條第一項及第六項所發布之避難勸告或避難指示有所參考，該當緊急調查所取得之評估可能發生土砂災害的土地區域及時期相關情報（次項中稱為「土砂災害緊急情報」），都道府縣知事應通知相關市町村長，國土交通大臣應通知相關都道府縣知事及市町村長，同時做好周知一般民眾所必要之措施。

- 2 都道府縣知事應致力於將土砂災害緊急情報以及緊急調查所取得之情報，隨時提供給予相關市町村長；國土交通大臣則隨時提供給予相關都道府縣與市町村長。

（解除避難撤離指示等的相關建議）

第三十二條 市町村長欲解除依災害對策基本法第六十條第一項規定而實施的避難勸告或避難指示（限有發生土砂災害或有發生之虞時。）時，必要時得徵求國土交通大臣與都道府縣知事針對該當解除相關事項的建議。此時被求助的國土交通大臣或都道府縣知事，應提供必要之建議。

第六章 雜則

（費用之補助）

第三十二條 中央政府得根據政令規定，在預算範圍內補助都道府縣執行基礎調查所需部分費用。

（確保資金等）

第三十四條 中央政府及都道府縣應作必要的資金確保、融通與斡旋，以促使依第二十六條第一項規定基於官方勸告而實施的建築物搬遷等能順利進行。

（緊急時的指示）

第三十五條 國土交通大臣認為土砂災害已發生或有發生之虞時，得在認定為防止或減輕土砂災害且緊急必要情況下，給予都道府縣知事根據本法規定應辦事務及政令規定內容之相關必要指示。

（給予地方公共團體援助）

第三十六條 國土交通大臣除了第三十一條第二項所規定事項之外，應提供都道府縣及市町村必要之建議、情報及其他援助，協助都道府縣及市町村適當順利地進行依第七條第一項規定實施的警戒區域指定，以及依第九條第一項規定實施的特別警戒區域指定及其他事務。

（權限之委任）

第三十七條 本法所規定國土交通大臣之權限乃依國土交通省令規定，其部分權限得委任地方整備局長或北海道開發局長執行。

第七章 罰則

第三十八條 該當下列各款之一者，處一年以下拘役或五十萬日元以下罰鍰。

- 一 違反第十條第一項或第十七條第一項規定進行特定開發行為者
- 二 違反第十九條規定興建第十條第一項限制用途之建築物者
- 三 違反都道府縣知事依第二十一條第一項規定所發佈命令者

第三十九條 該當以下各款者處六月以下拘役三十萬日元以下罰鍰。

- 一 違反第五條第七項（含準用第三十條第二項準用之場合。）規定拒絕讓有關單位進入土地或暫時使用、妨礙使用者
- 二 拒絕讓有關單位依第二十二條第一項規定進入檢查或妨礙、規避者

第四十條 被依第二十三條規定要求提出報告或資料而不提出報告或資料，或提出虛偽報告或資料者，處二十萬日元以下罰鍰。

第四十一條 法人代表，以及法人或自然人之代理人、使用人及其他從業者所從事和該法人或自然人業務或財產事項有關的違反前三條之行為，處罰行為者之外，法人與自然人亦得科以本條各項罰緩刑。

第四十二條 違反第十四條第一項、第十七條第三項或第二十條規定不交出或為虛偽之交出者，處二十萬日元以下過失罰緩。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 本法二〇〇一年四月一日起施行。

附 則 (二〇〇五年五月二日法律第三七號) 抄

(施行期日)

第一條 本法自公佈日起算不超過三個月範圍內政令所定之日起施行。

(政令之委任)

第四條 前二條所定事項之外，本法施行相關之必要經過之措施，由政令定之。

附 則 (二〇一〇年十一月二十五日法律第五二號) 抄

(施行期日)

1 本法自公佈日起算不超過六個月範圍內政令所定之日起施行。

附 則 (二〇一三年六月二十一日法律第五四號) 抄

(施行期日)

第一條 本法自公佈之日起施行。

(委任政令)

第二十二條 本附則所規定事項之外，本法施行相關必要經過措施，由政令定之。

附 則 (二〇一四年六月四日法律第五四號) 抄

(施行期日)

第一條 本法自公佈日起算不超過一年範圍內政令所定之日起施行。

附 則 (二〇一四年十一月十九日法律第一〇九號) 抄

(施行期日)

第一條 本法自公佈日起算不超過二個月範圍內政令所定之日起施行。

（經過之措施）

第二條 依本法修訂後的推動土砂災害警戒區域等土砂災害防止對策相關的法律（次項中稱為「新法」。）第四條第二項規定也適用於法施行前所實施基礎調查結果。

- 2 新法第八條之規定也適用於本法施行之際，實際上在本法規定修正前就已依土砂災害警戒區域依推動土砂災害防止對策相關法律第六條第一項規定完成指定的警戒區域。此時新法第八條第一項的「有依前條第一項規定指定警戒區域時」指「局部修改推動土砂災害警戒區域等土砂災害防止對策相關法律（二〇一四年法律第百九號。以下在本項中稱為「改正法」。）施行後儘速」；「同法」指「災害對策基本法」；「該當警戒區域」指「修正法施行之際實際上依改正法在修正前就已依土砂災害警戒區域等推動土砂災害防止對策相關法律第六條第一項規定完成指定的警戒區域（以下本條之中只稱為「警戒區域」。）」。

（委任政令）

第三條 前條所規定之外，本法施行相關必要之經過措施，由政令定之。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(平成十二年五月八日法律第五十七号)
最終改正：平成二六年十一月一九日法律第一〇九号

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 土砂災害防止対策基本指針等（第三条―第六条）
第三章 土砂災害警戒区域（第七条・第八条）
第四章 土砂災害特別警戒区域（第九条―第二十六条）
第五章 避難に資する情報の提供等（第二十七条―第三十二条）
第六章 雑則（第三十三条―第三十七条）
第七章 罰則（第三十八条―第四十二条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

第二章 土砂災害防止対策基本指針等

(土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(基礎調査に関する是正の要求の方式)

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によつたのでは次条第一項の規定による土砂災害

警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - 五 救助に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

第四章 土砂災害特別警戒区域

（土砂災害特別警戒区域）

- 第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定され

る衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。

7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

（特定開発行為の制限）

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

（申請の手続）

第十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
 - 二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
 - 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画
 - 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

（許可の基準）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があつたときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

（許可の条件）

第十三条 都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

（既着手の場合の届出等）

第十四条 第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

（許可の特例）

第十五条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（許可又は不許可の通知）

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

（変更の許可等）

第十七条 第十条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

（工事完了の検査等）

第十八条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

（建築制限）

第十九条 第十条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

（特定開発行為の廃止）

第二十条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（監督処分）

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者

三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

四 詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定

による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（立入検査）

第二十二條 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収等）

第二十三條 都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

（特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準）

第二十四條 特別警戒区域内における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条第一項 に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

（特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用）

第二十五條 特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第四号 に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号 から第三号 までに掲げるものを除く。）については、同項第四号 の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条 から第七条の五 まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（移転等の勧告）

第二十六條 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有

者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのおつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 避難に資する情報の提供等

（土砂災害警戒情報の提供）

第二十七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

（都道府県知事が行う緊急調査）

第二十八条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

（国土交通大臣が行う緊急調査）

第二十九条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認め

る場合であつて、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

（緊急調査のための土地の立入り等）

第三十条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）

第三十一条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十八条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

（避難のための立退きの指示等の解除に関する助言）

第三十二条 市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避

難のための立退きの勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

第六章 雑則

（費用の補助）

第三十三条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

（資金の確保等）

第三十四条 国及び都道府県は、第二十六条第一項の規定による勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんに努めるものとする。

（緊急時の指示）

第三十五条 国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

（地方公共団体への援助）

第三十六条 国土交通大臣は、第三十一条第二項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

（権限の委任）

第三十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第七項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十条 第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二二年一月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年一月一九日法律第一〇九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。

2 新法第八条の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百九号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあ

るのは「災害対策基本法」と、「当該警戒区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域（以下この条において単に「警戒区域」という。）」とする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。